

平成 27 年 7 月 1 日

債務保証事業に係る「債務保証基金 150,000 千円」取崩しについて

平素は弊協会の業務につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、平成 27 年 5 月 28 日に開催された「一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 第 3 回定時総会」に上程した結果、債務保証事業に係る「債務保証基金 150,000 千円」の取崩し、指定正味財産から一般正味財産に移管することが承認可決されましたのでご報告申し上げます。

これに伴い、各ご出捐者の投資勘定として資産計上されている出捐金残高につきましては、費用（損金）計上して頂きたく、ご依頼申し上げる次第でございます。

今般の定時総会決議に関しては、下記の参考資料をご参照賜りますことと、ご質問等については「一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会」にお問合せを頂きますよう合わせてお願い申し上げる次第でございます。

記

【債務保証事業に係る「債務保証基金 150,000 千円」取崩しについての参考資料】

1. 債務保証事業の現状

弊協会の「会員制事業協会」（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第 13 条）としての債務保証事業は、平成 4 年 7 月 22 日に通商産業大臣（現：経済産業大臣）より「ゴルフ場事業に関する拠出金の債務保証事業に係る業務方法書」（以下「業務方法書」）の承認を得て以来、以下のような事業を展開し現在に至っております。

（1）債務保証事業の内容

債務保証事業は、設立時 389,709 千円の債務保証基金（出捐金）を造成して保証受託を開始しました。保証案件の引受に当っては、保証受託額全額に見合う換金性の高い担保（国債、大手都市銀行の定期預金または銀行保証等）を徴し、かつ、受託保証額の 90% を損害保険会社との再保証契約（会員制事業保証期間保険）を行い、弊協会としては担保物件の瑕疵による不測の損害を 10% で抑えられるよう万全の運営を行っております。

（2）保証引受実績

債務保証事業を開始以来、平成 26 年末現在における引受件数は 9 件、保証料総額は 167,869,856 円となっております。なお、平成 14 年 9 月末以降、引受を予定している案件又は照会案件は 1 件もない状態です。

（3）債務保証基金残高の推移

第 1 回取崩し（平成 16 年 6 月 1 日）104,693 千円 残 285,016 千円

第 2 回取崩し（平成 21 年 7 月 21 日）135,016 千円 残 150,000 千円

同基金の取崩しに当っては、「業務方法書第 4 条第 3 項」（債務保証事業に係る経費のうち債務保証の履行に係る経費以外に使用する場合であって、総会に

おいて正会員総数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を得たときは、その一部を取崩しにより処理することができる。)に従って実施致しました。

(4) 債務保証事業の今後の見通し

保証案件は、平成14年9月30日に終了した岡崎クラシック㈱を最後として、保証の照会はございません。また、ゴルフ人口の推計から約700～800以上のゴルフ場が将来供給過剰との研究発表であること、経営破綻したゴルフ場が平均1ゴルフ場5億円前後で売買されている等々から想定すると、今後、新たに債務保証制度を使用してゴルフ場を開設することは考えにくく、債務保証業務は業界に対し一定の役割を果たし、新規案件は想定し難い状況と判断いたします。

2. 「債務保証基金150,000千円」取崩しによる債務保証事業への影響

「預託金等に係る会員制事業者の債務の保証」については、他の金融機関でも保証を行うことが可能なこと、及び、新規案件は想定し難い状況から、債務保証の引受け業務は今後も発生しないと判断されますが、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第14条の四」により「預託金等に係る会員制事業者の債務の保証」との業務が指定されているため、債務保証案件がない現状においても「共栄火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)」の両保険会社と「会員制事業保証期間保険」により保証金額の90%を再保証する状態を維持している。

3. 「債務保証基金150,000千円」の取崩し理由

(1) 「一般社団法人」移行時に内閣府に提出した「公益目的支出計画」について

一般社団法人移行時(平成24年10月1日)の公益目的財産額は、「債務保証基金150,000千円」も含めた263,120,489円となっており、これを平成41年度までに公益目的事業支出するよう内閣府に計画を提出している。

(2) 出捐者(出捐企業)からの一括取崩し要望

過去2度(平成16年、平成21年)の取崩し時において、出捐者(出捐企業)から「出捐金=寄付金」との認識であるため一括取崩しによる精算を求める意見が出されていた。

(3) 担保徴収と「会員制事業保証期間保険」による「債務保証事業」の継続が可能

- ①「業務方法書第12条」の改正により、債務保証委託契約時に換金性の高い担保を徴することを必須条件とし、不測の事態の発生を皆無とする。
- ②「会員制事業保証期間保険」締結の共栄火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)の両保険会社との間で10%の内部留保が無くても保険契約は有効であること、及び、「会員制事業保証期間保険」を「会員制事業協会」との指定が行われている間は継続することで合意が得られた。

4. 「債務保証基金150,000千円」の取崩し期日: 平成27年7月1日付け

以上